



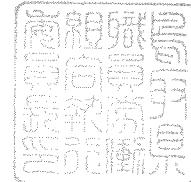
2010年10月14日

鳥取県知事
平井伸治様

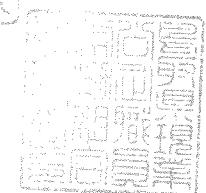
鳥取県病院局病院事業管理者
柴田正顕様

鳥取県教育委員会教育長
横濱純一様

鳥取県職員労働組合
執行委員長 片山武彦



鳥取県現業公企職員労働組合
執行委員長代行 青木齊



鳥取県教職員組合
執行委員長 前田厚彦



鳥取県高等学校教職員組合
執行委員長 坂口俊広



鳥取県教育委員会事務局職員組合
執行委員長 綿本宏昭



鳥取県非常勤職員労働組合
執行委員長 黒田和夫



地方独立行政法人鳥取県産業技術センター職員労働組合
執行委員長 木村勝典



2010年度 県職員の賃金労働条件に関する要求書

わたしたちは、組合員の意見を集約し、賃金労働条件の改善を以下のとおり求めます。
各使用者におかれましては、行政、教育、医療など地方自治体が住民に提供するサービスは人によつて支えられていること、サービス向上は人によって叶えられることを十分に認識され、人員削減によつて深刻な過剰労働に陥っている県職場の実態を反省し、現状の打開を職員の士気に頼らざるを得ない現実を認められ、本要求書に対し誠実に回答されることを求めます。

記

一 賃金改善の要求

- (1) 行政、教育、医療サービスの全国水準を担保するため、国公ラスパイレス指数が9.5にまで低下し、県内4市よりも低い給与水準を改善すること。
- (2) 民間給与に比べて低い組合員の給与を増額すること。
- (3) 公民比較方法を是正した再勧告を人事委員会に要請すること。

二 賃金制度改善の要求

- (1) 行政職係長を4級に格付けること。他の給料表適用職種についても均衡措置を講じること。
- (2) 初任給格付けを民間初任給と均衡させること。あわせて在職者調整をおこなうこと。
- (3) 採用後6年間等の昇給割増措置の上限号給を撤廃すること。
- (4) 採用前職歴の初任給への換算割合を類似職務に従事した期間10割、それ以外の期間8割に統一すること。
- (5) 介護休暇取得者に、育児休業取得者と同等の昇給復元措置を講じること。
- (6) 職員組合休職専従者の復職時調整を民間にならい3／3とすること。あわせて在職者調整をおこなうこと。

三 諸手当改善の要求

- (1) 時間外勤務手当の支給率を150/100とすること。
- (2) 自家用車通勤者の駐車場使用料は通勤実費であることから、通勤手当額に上乗せすること。

四 休暇制度改善の要求

- (1) 介護休暇の期間を1年に延長すること。
- (2) 夏季休暇を5日とすること。
- (3) 盆休みを新設し、年末年始と同様の閉序とすること。
- (4) リフレッシュ休暇を新設すること。
- (5) 育児時間を1日2回120分に延長し、就学前の子までに拡充すること。
- (6) 自己啓発のための休業制度を整備すること。
- (7) 特定事業主行動計画を踏まえ、年休取得目標実現に向けた具体的な対応策を提示すること。
- (8) 高齢者部分休業制度を速やかに制度化すること。
- (9) 組合活動に関わる無給の休暇制度を新設すること。

五 職場環境改善の要求

- (1) 時間外勤務の具体的な縮減策を講じること。
- (2) 行き過ぎた人員削減を反省し、適正な人員配置を講じること。
- (3) 組合員の健康管理に責任を有する使用者の自覚を持ち、業務による健康被害の防止策を講じること。
- (4) メンタル、セクハラ、パワハラの発生を防止する具体策を講じること。
- (5) 休職者の職場復帰支援策を改善すること。

六 非常勤職員、臨時の任用職員の労働条件改善の要求

- (1) 非常勤職員、臨時の任用職員の正規職員化を進めること。
- (2) パートタイム労働法を尊重し、非常勤職員、臨時の任用職員の賃金を改善すること。
- (3) 鳥取県が言う「常勤的非常勤職員」は、司法判決で常勤職員とされたことから、人事院総裁通知などを尊重し、一時金を支給すること。
- (4) 全ての非常勤職員、臨時の任用職員を社会保障制度に加入させるとともに、育児休業制度、育児短時間勤務制度、介護休暇制度を整備すること。

以上